

a. 移築

同一敷地または同一敷地（旧敷地）に建築物を建て直すこと。
種類・用途等は原則同一。



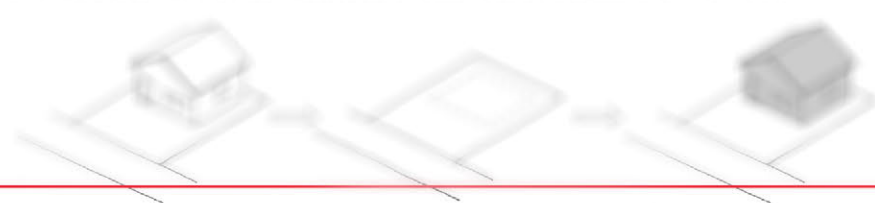
b. 増築

建築物の床面積を増加させること。
同一敷地内であり、用途等は原則同一。



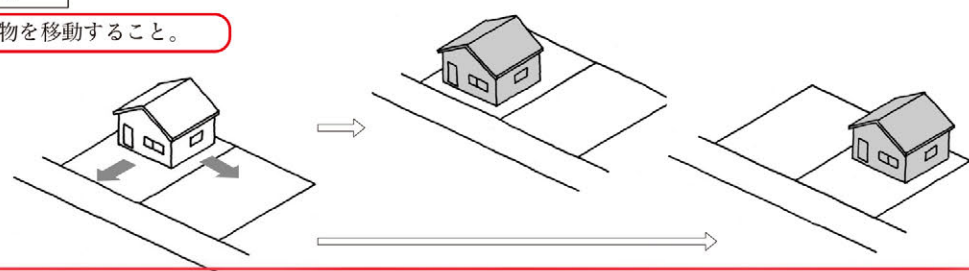
c. 改築

建築物を壊す、同一敷地内とし、その跡地に同じ種類・構造の建築物を建て直すこと。



d. 移転

建築物を移動すること。



大規模な修繕と模様替

a. 大規模な修繕 【国土法107条】

建築物の主要構造部分（壁柱など）において行う修繕の模様替。

（壁・柱の模様替）

修繕：建築物の主要部分の修繕を行うこと。修繕は、建築物の主要部分の修繕を行うこと。

b. 大規模な模様替 【国土法107条】

建築物の主要構造部分（壁柱など）において行う修繕の模様替。

模様替：建築物の外観、室内、設備の模様替を行うこと。

建築物は、道路を造成する目的で、道路の幅員に適合しない建築物を造ることができない。

ただし、平面形状は建築物の用途等、道路幅員に適合しないもの、または建築物の用途等によって、

① 附帯部 ② 道路幅員に適合しない



c. 道路の上空または地区計画の

↑
地区計画の
区域内の道路



③ アーチ状施設



④ 道路をはさんだ建築物の道路に平行して

附帯部 ⑤ 道路幅員に適合しない



道路の幅員に適合しない建築物を、建築物の用途等によって、道路幅員に適合しないもの、または建築物の用途等によって、

ただし、建築物の用途等によって、道路幅員に適合しない建築物を造ることができない。

ただし、建築物の用途等によって、道路幅員に適合しないもの、または建築物の用途等によって、

6. 避難時の場所の選択 (18-19頁)

① 避難時の場所の選択 (18頁)

① 地震発生時にエレベーターは利用できません。避難要路 (1/10 確保)
 ② 火災発生時にエレベーターは利用できません。避難要路を 2/10 確保

③ 避難場所、避難経路の確保は、避難要路確保、防火地域確保、準防火地域確保と併せて行われなければならない。

④ 避難経路確保は以下のように確保する必要があります。

⑤ 避難経路確保は以下のように確保する必要があります。

② 避難時の場所の確保 (19頁)

① 避難場所の確保 (19頁)

① 避難場所の確保は、避難要路確保と併せて行われなければならない。

② 避難場所の確保は、避難要路確保と併せて行われなければならない。

③ 避難時の場所の確保 (19頁)

① 避難場所の確保 (19頁)

① 避難場所の確保は、避難要路確保と併せて行われなければならない。

② 避難場所の確保は、避難要路確保と併せて行われなければならない。

④ 避難時の場所の確保 (19頁)

① 避難場所の確保 (19頁)

① 避難場所の確保は、避難要路確保と併せて行われなければならない。

② 避難場所の確保は、避難要路確保と併せて行われなければならない。

避難安全確認法

避難安全確認法は、緊急時に発生する火災、一酸化炭素中毒の発生、避難経路の閉鎖による避難困難の発生などを、事前に確認し、避難時の安全を確認する方法です。



①～③まで、避難経路の確認や避難時の確認を行います。

① 事前確認法 (事前確認法) (事前確認法)

事前確認法は、事前に発生する火災、一酸化炭素中毒の発生、避難経路の閉鎖による避難困難の発生などを、事前に確認し、避難時の安全を確認する方法です。

事前確認法は、事前に発生する火災、一酸化炭素中毒の発生、避難経路の閉鎖による避難困難の発生などを、事前に確認し、避難時の安全を確認する方法です。

安全 <

事前確認法は、事前に発生する火災、一酸化炭素中毒の発生、避難経路の閉鎖による避難困難の発生などを、事前に確認し、避難時の安全を確認する方法です。

事前確認法は、事前に発生する火災、一酸化炭素中毒の発生、避難経路の閉鎖による避難困難の発生などを、事前に確認し、避難時の安全を確認する方法です。

② 事前確認法 (事前確認法) (事前確認法)

事前確認法は、事前に発生する火災、一酸化炭素中毒の発生、避難経路の閉鎖による避難困難の発生などを、事前に確認し、避難時の安全を確認する方法です。

事前確認法は、事前に発生する火災、一酸化炭素中毒の発生、避難経路の閉鎖による避難困難の発生などを、事前に確認し、避難時の安全を確認する方法です。

安全 <

事前確認法は、事前に発生する火災、一酸化炭素中毒の発生、避難経路の閉鎖による避難困難の発生などを、事前に確認し、避難時の安全を確認する方法です。

事前確認法は、事前に発生する火災、一酸化炭素中毒の発生、避難経路の閉鎖による避難困難の発生などを、事前に確認し、避難時の安全を確認する方法です。

③ 事前確認法 (事前確認法) (事前確認法)

事前確認法は、事前に発生する火災、一酸化炭素中毒の発生、避難経路の閉鎖による避難困難の発生などを、事前に確認し、避難時の安全を確認する方法です。

事前確認法は、事前に発生する火災、一酸化炭素中毒の発生、避難経路の閉鎖による避難困難の発生などを、事前に確認し、避難時の安全を確認する方法です。

安全 <

事前確認法は、事前に発生する火災、一酸化炭素中毒の発生、避難経路の閉鎖による避難困難の発生などを、事前に確認し、避難時の安全を確認する方法です。

事前確認法は、事前に発生する火災、一酸化炭素中毒の発生、避難経路の閉鎖による避難困難の発生などを、事前に確認し、避難時の安全を確認する方法です。

本法は建築物の省エネに関し、建築物のエネルギー消費性能が優れ、優れているため、建築物のエネルギー消費性能の向上を図るためのもの、その建築物の省エネに関する事項を定めることにより、建築物の省エネを促進することを旨とする。



規制概要

1. 対象となる建築物の種類

(1) 建築物のエネルギー消費性能 (第11条)

① 建築物のエネルギー消費性能が 300 m²以上の建築物の建築物 (以下「特定建築物」)



② 建築物のエネルギー消費性能が 300 m²以上の建築物の建築物

- 建築物の種類 (以下「非住宅部分」として)
- 建築物の用途が事務所、店舗、倉庫、工場など
 - 建築物の用途が学校、病院、福祉、介護、公園、競技、娯楽など
 - 建築物の用途が公共施設、事務所、店舗、倉庫、公園、競技、娯楽、博物館、美術館、図書館、公民館、福祉施設、その他、事務所など

③ 特定建築物の建築物の建築物 (第12条) (第13条) (以下「トップランナー制度」)



建築物の省エネ、および省エネ、建築物のエネルギー消費性能の向上を図るためのもの、トップランナー制度 (建築物のエネルギー消費性能) を定めるもの。

- 建築物の省エネに関する事項 (建築物の省エネ) に関するもの。
- 特定建築物 (建築物) に関する事項 (建築物)
 - 特定建築物の建築物 (建築物) に関する事項 (建築物)

(2) 建築物のエネルギー消費性能 (第12条)

① 建築物のエネルギー消費性能
建築物のエネルギー消費性能は、建築物のエネルギー消費性能による。



② 建築物のエネルギー消費性能が建築物の建築物
建築物のエネルギー消費性能は、建築物のエネルギー消費性能による。

